



2月16日(木)～3月15日(水)

市民税 県民税 および 所得税

申告はお早めに!!

お知らせ

お願い

- ・**収支内訳書、医療費控除の明細書**は、事前に作成してください。
- ・医療費は、**高額療養費の手続き**を先に済ませてください。

※八日市文化芸術会館への入場には、入場整理券が必要です。
当日の入場整理券は、申告会場入口で午前8時から配布します。

① 特設の申告会場で提出する

受付日	会場・開設時間(12:00～13:00は除く。)	※いずれの会場でも申告することができます。
2月 9日(木) 10日(金)	やわらぎホール (能登川コミュニティセンター隣) 開設時間/9:30～15:30	☑医療費控除など還付申告をする人 ※作成済みの還付申告書は、近江八幡税務署へも提出できます。
2月15日(水)	八日市文化芸術会館 開設時間/9:30～15:30	
2月16日(木) 3月15日(水)	八日市文化芸術会館 開設時間/2月 9:30～15:30 3月 9:00～16:00 3月6日(月)、3月13日(月)は受付しません	<p>地区相談会場</p> <p>2月16日(木)～28日(火) 開設時間/9:30～15:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」が設置されます。 ☑事業所得者・不動産所得者 ※譲渡所得の申告相談(土地建物や株式)は行いません。直接、近江八幡税務署で申告してください。 <p>開設時間の延長</p> <p>3月9日(水) 開設時間/17:00～18:30</p>
2月17日(金)～22日(水)	愛東支所	<p>各支所・出張所</p> <p>開設時間/9:00～16:00</p>
2月20日(月)～24日(金)	湖東支所 (23日(祝)を除く。)	
2月24日(金)～3月1日(水)	蒲生コミュニティセンター	
3月1日(水)～6日(月)	五個荘支所	
3月7日(火)	鈴鹿の里コミュニティセンター	
3月9日(木)～13日(月)	永源寺コミュニティセンター	
3月8日(水)～13日(月)	能登川コミュニティセンター	

② 市役所新館・各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する

③ 近江八幡税務署へ提出する

問合せ先	
確定申告に関して	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141
市民税・県民税の申告に関して	市民税課 IP050-5801-5604 FAX0748-24-5577



こんなときは 税務署で申告を

次の所得などに関する申告は、市内申告会場では受け付けできません。近江八幡税務署で申告してください。

- ① 譲渡所得 土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告
上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ② 配当所得 上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③ 青色申告 ※2月16日(木)～28日(火)は、八日市文化芸術会館でも受け付けます。
- ④ 準確定申告 亡くなった人の申告
- ⑤ 先物取引・FX (外国為替証拠金取引)
- ⑥ 住宅借入金等特別控除 (初年分)
- ⑦ 過年分 (令和3年分以前の申告)
- ⑧ 雑損控除 台風などの災害、盗難などで被害を受けた場合の控除
- ⑨ 退職所得
- ⑩ 国外被扶養者の追加

確定申告に関するお知らせ

介護保険の要介護認定高齢者に係る控除

障害者控除

要介護認定を受け、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象となります。控除を受ける場合は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

おむつ代の医療費控除

要介護認定を受け、寝たきり状態で治療上おむつの使用が必要な人が対象となります。

初めて医療費控除を受ける人は、医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の人は、市が発行する「確認書」により「おむつ使用証明書」に代えること

社会保険料納付確認書を送付します

令和4年1月から12月までに市で納付が確認できた国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「社会保険料納付確認書」を1月中旬に納付義務者へ送付します。令和4年分確定申告の社会保険料控除として申告する人は、この納付確認書を利用してください。

なお、年金から引き去りとなっている保険料分は、年金支払者または



IP 050・5801・5678
FAX 0748・24・1052
または各支所

IP 050・5801・5632
FAX 0748・24・5576
または各支所

あなたの声がまちを変える

市民と議会の意見交換会を開催します

自然が豊か、でも田舎すぎず住みやすいまち東近江市。「こんなものが、こんなシステムがあったらもっと便利」。そんな声を聞かせてください。

オープニング

- ・五個荘中学校吹奏楽部の演奏

第1部

- ・市議会の取組報告
- ・中学生議員による発表

第2部

- ・ワールドカフェ(意見交換会)

時 1月28日(土) 14:00～16:00 (受付13:30)

場 五個荘コミュニティセンター

※手話通訳が必要な人は、事前に事務局まで問い合わせてください。

☎ 議会事務局
IP050-5801-5680 FAX0748-24-5568



姉妹都市との架け橋に

北ミシガン大学姉妹都市奨学生ホストファミリーを募集します

姉妹都市であるアメリカ・マインネソタ州にある北ミシガン大学から(彦根市)に留学中の奨学生と市民の皆さんとの交流を図るため、週末にホームステイを引き受けていただける家庭(ホストファミリー)を募集します。

※応募方法や応募条件など詳しくは、東近江国際交流協会ホームページまたは市ホームページを確認してください。



■滞在期間 3日間
※2月上旬～3月中旬のうち、いずれかの金曜日の夕方～日曜日

■募集期間 1月6日(金)～20日(金)

申問企画課
IP 050・5801・5610
FAX 0748・24・1457

公的年金などの

源泉徴収票が送付されます

老齢や退職を支給事由とする年金（老齢年金）は、雑所得として所得税の課税対象になります。そのため、老齢年金を受給している人には、1年間の年金支払総額などを記載した「源泉徴収票」が日本年金機構から1月下旬に送付されますので、確定申告などの際に利用してください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

紛失などで再発行が必要な場合は、左記へ問い合わせてください。

① 彦根年金事務所 0749-23-1114
② 彦根年金事務所お客様相談室 0749-23-1116

口座振替が便利でお得

国民年金保険料の口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、毎月50円割引される「早割制度」や、現金

納付よりも割引額が多い「6カ月前納・1年前納・2年前納」があります。

前納の申込み期限は、2月末日までです。希望される場合は、基礎年金番号の分かるもの、通帳、届出印を持参の上、振替を希望する金融機関または年金事務所、市役所保険年金課、各支所で手続きしてください。

また、口座振替に加えて現金、クレジットカードでの納付も割引額が大きい前納を利用することができます。申込み期間は、口座振替と同様に2月末日までとなります。

彦根年金事務所国民年金課 0749-23-1114
彦根年金課 IP050-5801-5631
0748-24-5576

「おくち」自慢シニアコンテスト



最優秀賞 南吉裕さん (上羽田町)
健康推進課 IP050-5801-5646 FAX0748-24-1052

大人への第一歩、忘れず手続きを

20歳になったら国民年金

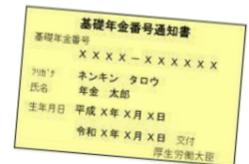
日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納める義務があります。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一病気やケガで障害が残った場合や一家の働き手が亡くなった場合などに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受給できないこともあります。「あのときに…」と後悔する前に国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、保険年金課や各支所または彦根年金事務所へ問い合わせてください。
※学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人は、保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、あわせて相談してください。

基礎年金番号通知書は大切に保管しましょう

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された基礎年金番号通知書が交付されます。基礎年金番号通知書は、年金に関する手続きに必要なため、大切に保管してください。



彦根年金事務所国民年金課 0749-23-1114
彦根年金課 IP050-5801-5631 FAX0748-24-5576

国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

Table with 2 columns: 基礎年金種類 (老齢基礎年金, 障害基礎年金, 遺族基礎年金) and 内容 (老後を支えます, 病気やケガで障害の状態になった人を支えます, 亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」や「子」を支えます).

Table with 4 columns: 種類 (第1号被保険者国民年金, 第2号被保険者厚生年金, 第3号被保険者国民年金), 対象者 (20歳以上60歳未満の自営業者, 農林漁業者, 学生など; 会社員, 公務員など; 第2号被保険者に扶養されている配偶者), 保険料 (月額16,590円【令和4年度】; 厚生年金保険料率18.3%【令和4年11月現在】(労使折半で保険料を負担); 保険料負担はありません。(配偶者が加入している年金の保険料が負担)).

申請忘れはありませんか

セーフティネット資金等利子補給制度に対する利子補給

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策として、「セーフティネット保証（4号・5号）」、「危機関連保証」を利用して借り入れた資金の利息相当額を助成します。

対象者 個人は住民登録が、法人は事業所登記が1年以上本市にある者
補給期間 融資を受けた日から36カ月分
※令和2年5月31日までに借り入れた分が対象です。

令和4年(1月～12月)中に支払った利子のうち、1%相当額
申請方法 2月15日(水)までに、商工労政課へ申請してください。

新規開業支援資金・マル経融資に対する利子補給

新規開業向け融資制度またはマル経融資を利用して借り入れた資金の利息相当額を助成します。

対象者 (新規開業支援資金) 本市で開業を予定または開業後1

年未満で、日本政策金融公庫または滋賀県中小企業振興資金(県制度融資)の新規開業向け融資制度を利用した者
対象者 (マル経融資) 本市で1年以上事業を営んでおり、八日市商工会議所または東近江市商工会の経営指導を受けて小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用した者

個人は住民登録が、法人は事業所登記が本市にある者
補給期間 (共通) 融資を受けた日から36カ月分
補給率 (共通) 融資を受けた日(2年目以降は1月1日)から12月31日までに支払った利子のうち、1%相当額

令和5年1月31日(火)までに、八日市商工会議所または東近江市商工会を經由して市に申請してください。
申請方法 (共通) 2月15日(水)までに、商工労政課へ申請してください。

彦根市商工会 IP050-5802-9540
彦根八日市商工会議所 FAX0748-23-8292
彦根市商工会 IP050-5801-3775
彦根東近江市商工会 FAX0748-22-0188
彦根市商工会 IP050-5802-9470
彦根市商工会 FAX0749-45-5088

子育て世帯への支援

子育て世帯生活応援給付金を給付します

物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、15歳までの児童を養育する対象者に子育て世帯生活応援給付金を給付します。

給付対象者 令和4年9月分の児童手当・特例給付受給者

給付方法 令和4年9月30日時点で本市に住んでいる公務員であり、所属する児童手当受給者である児童手当受給者

給付金額 児童1人当たり1万5千円
給付金の給付手続き 給付対象者①の人は、申請は不要



市ホームページ



申請期限 2月28日(火)まで
申請方法 2月28日(火)まで

防災活動の充実

モクモクハウスで煙体験



東近江消防本部は、住民の皆さんに火災による煙の恐ろしさを知ってもらうため、(一財)自治総合センターの助成を受けて煙体験ハウス「モクモクハウス」を購入しました。

煙の中では姿勢を低くする、ハンカチなどで口元を覆うといったことを実践的に学べ、一人でも多くの人の防火意識高揚につなげたいと考えています。自治会などの防災訓練などで活用してください。

東近江消防本部予防課 0748-22-7603 FAX0748-22-7613